



終末はある日突然かもしだれませんし、認知症などの不健康な期間が10年以上になることもあります。あなたの不健康な期間が長ければ長いほど遺言書や後見人制度では新たな事業展開ができませんし、個人資産の流動性もなくなります。その結果、スマートな事業承継は難しくなつたオーダーメードの制度設計をすることが何より重要です。家族信託契約は、社長や家族に合った次回は同法律事務所、日野哲志弁護士による「自筆証書遺言」)。

また、平均寿命と健康寿命との差が約10年になり、今後もその期間は長くなる傾向です。これらは、長男による信託財産の管理・処方に際し、一定の行為につれて同意の旨(口承)を

判断能力がある間であれば、まずは本人の意思を明確にする遺言書の作成が重要です。しかし、遺言書は本人が死亡した後の財産の分配しか指定できませんし、法定相続人一代限りの相続になります。加えて相続財産の使用目的を指示することがで

まいります。

産の管理を長男に委ねるだけではなく、必要に応じて事業用地の買収や不動産の建替など事業発展の目的に沿った投資などが展開しやすくなります。ただし、受託者に会社の未来を託すため、受託者を選ぶときは感情論ではなく冷静に判断することが大切です。

なくなることです。この状態になると、個人財産の管理のためには成年後見人制度を利用しかありません。この制度は個人財産の保護が目的です。そのためどうしても現状維持という方針になりがちであり、預金や不動産などの柔軟な管理や利活用が難しくなってしることで会社の株式や預金、不動産の事業を含む財産の承継まで一括して準備することが可能になります。

がなくなったりして経営できなくなることが心配です。長男に事業承継をスムーズにするには何か対策が必要ですか。

A あなたが事業承継を頭の片隅にでも思った時は、遺言書の作成や家族信託契約などの対策を考えることです。一番困る状態は、何らの対策も講じずにこの制度ではあなたが築き上げた全ての財産のうち、例えば業に関わる株式などの資産やあなたの個人預金、自社や他人に貸している不動産の賃料料収入の管理などを信頼できる第三者に使用目的を明確にして託す内容の契約をすることができます。また、信託契約をすること

Q 会社を設立して半世紀です。長男が役員として、ここ数年経営を手伝ってくれていますが、私も認知症などで判断能力が、本当に困っています。

A 従業員や取引先に迷惑をかけることにもなりかねません。このような問題に対処するためには、家族信託制度があります。

オーダーメードな制度設計が重要
専門家により有効・有用な活用を

暮らしの ミカタ



PR 〈企画・制作〉産経新聞社メディア営業局